

## 稚内労働基準監督署の 担当部署名が変わりました

厚生労働省は、利用者の皆様から「問い合わせ先がわかりにくい」とのご意見などをいただき、平成22年10月1日より、労働基準監督署の課名を業務内容に沿った名称に変更し、稚内労働基準監督署においては、次のようになりました。

(変更前)第1課

→(変更後)監督・安衛課

※監督、安全衛生及び庶務業務担当

(変更前)第2課

→(変更後)労災課

※労災業務担当

今回の変更は名前のみで、担当業務、受付窓口等の変更はありません。

今後とも国民サービスの向上に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

### 稚内労働基準監督署

稚内市末広3丁目3番1号

電話 0162-23-3833

FAX 0162-24-1688

## エゾシカ狩猟期間における 国有林の入林許可について

エゾシカ狩猟期間(平成22年10月23日～平成23年3月27日)については、事故防止・安全確保の観点から、狩猟者以外の一般の方の国有林への入林を許可しないこととしております。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 留萌北部森林管理署

## 11月は、労働保険 適用促進強化期間です

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

厚生労働省では、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置けたうえで、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図ることとしております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)でご相談をしてください。

### お問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局

総務部労働保険適用室

電話 011-709-2311

稚内労働基準監督署

電話 0162-23-3833

## 必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が、次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **691円**

効力発生年月日

平成22年10月15日

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

○特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」)で働く労働者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

厚生労働省北海道労働局

労働基準部賃金課

電話 011-709-2311

(内線3564)

稚内労働基準監督署

電話 0162-23-3833